

# 損害保険会社における 個人データ保護について

損害保険会社における個人データ保護のための取扱指針

2000年3月

社団法人 日本損害保険協会

# 目 次

．はじめに	1
．損害保険会社における個人データ保護のための取扱指針	2
第1章 総則	3
第1条（目的）	3
第2条（定義）	3
第3条（顧客への周知）	5
第2章 収集、利用および提供	6
第4条（個人データの収集）	6
第5条（個人データの利用および提供）	9
第3章 適正管理	9
第6条（個人データの適正管理）	10
第7条（個人データの安全保護措置）	11
第8条（外部委託）	12
第4章 開示請求等への対応	13
第9条（開示請求等への対応）	13
第5章 管理体制の整備	14
第10条（管理体制の整備）	14
<参考>パンフレット例	15
（別表）個人データの種類	17

．はじめに

1980年前後から、コンピュータを利用した情報処理と通信技術が飛躍的に進歩したことにより、データの大量かつ迅速な処理が可能となり、種々のデータベースの構築およびネットワーク化による広域かつ瞬時のデータ利用が進展した。

こうした情報の幅広い利用に伴い、個人データ保護に対する社会の関心が高まるとともに、欧米主要国の動向等が契機となり、国内において、国会・各省庁等を中心とした個人データの保護に関する論議が活発に行われるようになった。

このような状況の中で、業務の性格上個人データを取り扱うことが多い金融機関等では、自主的に個人データ保護の問題に対応するため、1987年3月に財団法人金融情報システムセンターを中心に、「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(以下「FISC指針」という。)を策定した。

損害保険会社としては、1989年3月、社団法人日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)を中心に、FISC指針を基本方針として、損害保険事業の特性を踏まえた「損害保険業における個人データ保護について」(以下「損保指針」という。)をまとめ、以後適切な対応に取り組んできた。

1999年4月には、昨今の国内外の個人データ保護に係る動向を踏まえて、一層の趣旨徹底を図るため、FISC指針が全面改正された。

損保協会としても、損害保険会社が金融機関等の一員として個人データ保護にさらに積極的に取り組むため、鋭意検討を重ねた結果、改正FISC指針をベースに損保指針の全面改定を行い、合わせて公開することとした。

損害保険会社は、社会の信頼に応えて保険制度の健全な発展と顧客サービスの一層の向上を図るため、個人データ保護問題には従来以上に積極的に対応していくこととし、本損保指針に則って内部体制の整備を行うとともに、具体的かつ適切な保護策を講じて、これを実施していくものとする。

なお、本損保指針は、今後ともFISC指針の変更等に伴う見直しのほか、国内外の個人データ保護意識の高揚、個人データ利用の進展、個人データ保護の法制化等の動向、損害保険業界に係る環境変化等を踏まえて、着実に個人データ保護が図られるよう、必要に応じて見直すものとする。

2000年3月

社団法人 日本損害保険協会

## ・損害保険会社における個人データ保護のための取扱指針

本指針の構成は、次の10項目の規定となっている。

- ・ 目的
- ・ 定義
- ・ 顧客への周知
- ・ 個人データの収集
- ・ 個人データの利用および提供
- ・ 個人データの適正管理
- ・ 個人データの安全保護措置
- ・ 外部委託
- ・ 開示請求等への対応
- ・ 管理体制の整備

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この取扱指針は、損害保険会社が個人データを取り扱う際の基本的事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この取扱指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 損害保険会社 保険業法に基づき免許を受けて損害保険業を営む株式会社、相互会社、外国損害保険会社および特定法人をいう。
- 二 顧客 損害保険会社の商品およびサービスに関する契約を締結し、または締結することを申し込む個人をいう。
- 三 個人データ 顧客に関するデータ(事業を営む顧客の当該事業に関するデータを除く。)であって、特定の顧客を識別できるデータ(他のデータと照合することにより、特定の顧客を識別できることとなるものを含む。)のうち、容易に検索できるように記録され、または記録されることが予定されているものをいう。

### [説明]

この条は、この取扱指針において、必要な用語の定義を行ったものである。

#### 第1号

損害保険会社の範囲については、保険業法(平成7年法律第105号)による。

#### 第2号

この取扱指針は、損害保険会社が個人データを取り扱う際の基本的事項を定めたものであり、顧客以外の個人、例えば、損害保険会社の従業員に関する情報を直接の対象とはしていない。

#### 第3号

- (1) 損害保険会社が取り扱う個人データについては、その特性から別表の通り区分される。なお、財務データに係る公共債窓販および投信窓販に係りして収集する個人データについては、日本証券業協会の定める諸規則等に基づいて取り扱うものとする。
- (2) 「顧客に関するデータ」には、法人に関して記録された情報に含まれる当該法人の役員に関する情報、および事業目的であることが明らかな取引に関する情報は含まれない。

(3) 「特定の顧客を識別できるデータ」には、例えば、次のような情報が含まれる。

氏名が含まれる情報

氏名は含まれていないものの当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により当該顧客を識別できる情報

当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と損害保険会社が保有する他の情報または公開された情報をコンピュータ等による処理で組み合わせることによって当該顧客を識別できる情報

(4) 「容易に検索できるように記録され、または記録されることが予定されているもの」には、例えば、次のような情報が含まれる。

手書きの申込書や入力原票等の書類に記載されている情報のうち、容易に検索できるようにするためにコンピュータ等による処理が行われ、または行われることが予定されている情報

顧客別または取引別に作成された手書き文書によって構成されたファイルで、かつ、五十音順や特定の番号順等の基準で整理され容易に検索できるファイルに記録され、または記録されることが予定されている情報

(5) 次の情報は、この取扱指針の「個人データ」には含まれない。

営業日誌もしくはスケジュール表等単に期日順に作成された手書き文書、または一時的に記録した電子情報のうち、容易に検索できるように記録されることが予定されていない情報

評価等に関する情報

(顧客への周知)

第3条 損害保険会社は、個人データの取扱いについて顧客へ周知するものとする。

〔説明〕

損害保険会社は、個人データの保護についての考え方、利用および提供の状況、ならびに開示請求および訂正請求の方法について、顧客に知るための機会を与えるものとし、次の内容を参考に適切な対応を行う。(巻末にパンフレットの参考例あり)

「顧客への周知について」

1. 顧客への周知の方法としては、店頭取引、代理店取引、電話による取引および電子的手段による取引等、取引の種類に応じて、例えば、次のような方法を選択するものとする。
  - (1) 店頭および損害保険代理店への冊子(パンフレットを含む。)の備付け
  - (2) ポスターの掲示
  - (3) インターネットホームページへの掲載
  - (4) ディスクロージャー誌等への掲載
  
2. 顧客への周知の内容については、顧客が理解しやすく、かつ、読みやすいものとし、例えば、次のようなものを含むものとする。
  - (1) 個人データが主としてどのような目的のために収集もしくは利用されるか、またはどのような業務を行っている者に提供されるかについての説明
    - ・ 損害保険会社は、適切な契約を締結し、および契約を安全かつ確実に履行するために、個人データを収集し、または利用すること。
    - ・ 損害保険会社は、法令の規定により提供が求められる場合等を除き、顧客の同意を得ないで個人データを提供しないこと。
    - ・ 損害保険会社が個人データを提供するグループ会社の名称および業務内容
  - (2) 顧客が開示請求または訂正請求を行う方法
    - ・ 開示請求および訂正請求はどの部署に対して(支店または営業所の場合を含む。)どのような方法(文書または口頭等)で行うか。
    - ・ 請求が有料の場合はその旨
  - (3) 個人データに関する質問または苦情を受け付ける部署名および連絡先

## 第2章 収集、利用および提供

### (個人データの収集)

第4条 損害保険会社は、業務上必要な範囲内で個人データを収集するものとする。

- 2 損害保険会社は、個人データの収集に際して、個人データの利用または提供の目的を明確にし、顧客の同意を得るものとする。
- 3 損害保険会社は、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいう。) 労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する個人データについては、収集し、利用しまたは提供してはならない。ただし、顧客の同意を得た場合、および法令の規定による場合はこの限りでない。
- 4 損害保険会社は、適法かつ公正な手段によって個人データを収集するものとする。
- 5 損害保険会社は、個人データを第三者から収集するに当たっては、顧客の利益を不当に侵害しないようにするものとする。

### [説明]

#### 第1項

損害保険会社は、保険業法等の業務を規制する法令等で、業務の内容が明確化され、その範囲が厳しく制限されている。したがって、損害保険会社としては、「業務上」とすることで収集する個人データは限定されと考えられる。

「業務上必要な範囲内」とは、例えば、次のような場合をいう。

- (1) 顧客の申込みまたは契約締結に当たり、適正な保険引受を行う場合
- (2) 財務取引において、与信審査、債権の保全・管理および回収等を行う場合
- (3) 顧客のニーズを把握し、それに適合した商品およびサービスを開発し、または提案する場合
- (4) 防災・リスク診断等顧客の利益に資するサービスを提供する場合
- (5) 法令の定める義務を履行する場合

#### 第2項

- (1) 損害保険会社は、例えば、次のような場合においては、明示的な方法により顧客の同意を得るものとする。

個人信用情報機関等の情報を与信判断等に利用する場合および個人信用情報を個人信用情報機関等へ提供する場合

第三者(グループ会社を除く。)に提供する場合

- (2) 上記(1)の「明示的な方法」とは、例えば、次のような方法をいう。

申込書または契約書等により個人データを収集する場合に、書面により同意を得る方法

- ・顧客自らが申込書等に同意する旨を記載する方法
- ・顧客が同意する旨の条項を記載した契約書、申込書または所定の書面等に署名

もしくは記名捺印する方法

- ・書面に設けられた同意する旨を記載した欄にチェックする方法

電話または面談により個人データを収集する場合、口頭により同意を得る方法

コンピュータ等により個人データを収集する場合、本人確認を行ったうえで電子的手段により同意を得る方法

(3) 次の場合には、顧客が個人データの利用または提供の目的について同意しているものとみることができる。

利用または提供の目的が一般的に明らかである場合で、顧客がその情報収集に応じるとき。

「一般的に明らかである場合」とは、例えば、次のような場合をいう。

- ・契約書の表題等で、顧客が目的を理解していると判断される場合
- ・市場調査または統計処理等に利用する場合

法令または顧客によって公開された書類等（各種登記簿または著作物の著者に  
関する情報）から個人データを収集する場合

保険取引履歴または財務取引履歴等、契約締結に伴い収集した、または契約履行の結果生じた個人データを業務上必要な範囲内で利用する場合

例えば、次のような場合をいう。

- ・顧客に適合した商品およびサービスを開発し、または提案する場合

収集した個人データを損害保険会社が、ダイレクトマーケティングの目的で利用する場合

- ・「ダイレクトマーケティング」とは、損害保険会社またはそのグループ会社が、個人データを利用して特定の商品またはサービスに適合する顧客を限定して行う、ダイレクトメールの送付やテレマーケティングその他のセールス活動（店舗等で直接面談して行うセールス活動を除く。）をいう。

グループ会社間で個人データを提供する場合

- ・「グループ会社」とは、連結財務諸表の対象となる親会社、子会社および関連会社をいう。

顧客との契約を履行するために必要な範囲で個人データを提供する場合

例えば、次のような場合をいう。

- ・口座振替処理手続のため指定銀行に個人データを提供する場合

(4) 上記(3) および の場合には、次の内容について、パンフレット、ダイレクトメール等へ掲載しなければならない。

ダイレクトマーケティングの目的での利用およびそれに対する中止請求

ア．ダイレクトマーケティングの目的で個人データを利用することについて、顧客が中止を請求できること。

イ．中止を請求する場合の方法および連絡先

グループ会社への提供およびそれに対する中止請求

ア．グループ会社へ個人データを提供することについて、顧客が中止を請求できること。

イ．個人データを提供するグループ会社の名称およびその業務内容

ウ．中止を請求する場合の方法および連絡先

- ( 5 ) 損害保険会社は、申込書または契約書の契約手続きの際に、契約締結または契約履行に必ずしも必要とはいえない個人データを収集する場合には、その収集が任意であることを顧客が理解できるように努めるものとする。
- ( 6 ) 損害保険会社は、個人データの収集に際して、顧客が同意の拒絶または反対の意思を表明した場合には、それに対する損害保険会社の対応について説明を行うものとする。

### 第3項

「顧客の同意を得た場合」とは、例えば、次のような場合をいう。

- ( 1 ) 勤務先情報、満期返戻金送金依頼書もしくは保険金請求書の受取人情報として、政治または宗教等に関する団体名を収集する場合
- ( 2 ) 保険引受の可否を判断するための情報として、保健医療に関する個人データを収集する場合
- ( 3 ) 特定の団体に所属することを条件とした保険契約を締結する際に、その団体への所属を確認するため、政治または宗教等に関する団体の情報を収集する場合

### 第4項

損害保険会社は、例えば、次のような方法による収集をしてはならない。

- ( 1 ) 収集する目的を偽っての収集
- ( 2 ) 第三者から個人データを収集するに際して、その第三者が漏洩等の不当な行為をしていることを知った上での収集

### 第5項

損害保険会社は、個人データを第三者から収集するに当たっては、顧客がその事実を知らないことがあり得るため、当該顧客の利益（生命、健康または財産等の重大な利益をいう。）を不当に侵害することがないように十分留意するものとする。

(個人データの利用および提供)

第5条 損害保険会社は、前条第2項に定める範囲において、個人データを利用しまたは提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、損害保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人データを利用しまたは提供することができる。

- 一 顧客の同意をあらためて得た場合
- 二 法令の規定による場合
- 三 顧客の利益のために必要である場合
- 四 公共の利益のために必要である場合

〔説明〕

第1項

- (1) 「提供」とは、損害保険会社がその管理する個人データを顧客および外部委託先以外の者に利用可能なものにすることをいう。
- (2) 損害保険会社は、個人データの収集に際して、顧客の同意を得た利用または提供の目的の範囲において、個人データを利用しまたは提供するものとする。

第2項

損害保険会社は、利用または提供の目的の範囲外であっても、例えば、次のような場合には、個人データを利用しまたは提供することができる。

- (1) 契約手続きの際に収集した個人データを、第三者(グループ会社を除く。)に提供するため、あらためて同意を得た場合
- (2) 裁判官の発付する令状により強制処分として搜索もしくは押収がなされる場合、法律上の照会権限を有する者からの照会(「刑事訴訟法第197条第2項」等)がなされた場合、税務当局への支払調書の提出(「所得税法第224条ないし231条」)の場合、または犯罪収益もしくは薬物犯罪収益等の疑わしい取引に関する届出の場合(「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第54条」)
- (3) 顧客が疾病または傷害等により意思表示不能となった際に、保険契約内容等に関する情報を当該顧客の利益のために法定代理人に提供する場合
- (4) 不正な保険金請求等による犯罪の防止等、公共の利益のために必要である場合

### 第3章 適正管理

#### (個人データの適正管理)

第6条 損害保険会社は、個人データを業務上必要な範囲内で正確かつ最新の状態に管理するものとする。

2 損害保険会社は、業務上必要な期間を経過した後は、個人データの廃棄その他の処理を行うものとする。

#### 〔説明〕

##### 第1項

不正確な個人データが利用されると、顧客について誤った認識がもたれ、当該顧客にとって不利益な結果を生ずるおそれがあるため、損害保険会社は個人データを正確な状態に管理する必要がある。

また、収集した時点で正確であった個人データでも、後に利用される時点では事実と合わなくなっていることも考えられるため、最新性の確保も必要である。

しかしながら、取引密度や利用目的等によっては必ずしも個人データの更新を必要としない場合もあるため、損害保険会社は業務上必要な範囲内で正確性および最新性を確保するものとする。

##### 第2項

(1)「業務上必要な期間」とは、原則として保険期間(年金等の受給期間を含む。以下同じ)あるいは財務取引期間のことをいう。ただし、保険期間終了後あるいは保険金支払完了後においても事故報告あるいは保険契約者等からの問い合わせがあり得る等の損害保険業務の特性や、財務取引の業務の特性を勘案のうえ、適切な保存期間を別途定めることができるものとする。

なお、保存期間が必要以上に長くないよう留意するものとする。

(2)「廃棄その他の処理」とは、損害保険会社が、個人データを廃棄すること、削除すること、または識別できない状態にすることをいう。

**(個人データの安全保護措置)**

**第7条 損害保険会社は、個人データへの不当なアクセスまたは個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩その他の危険に対して、必要な安全保護措置を講じるものとする。**

**〔説明〕**

(1) 損害保険会社は、安全保護措置を講じる際に、個人データの機密性、量、分類、形式および記憶装置等を考慮するものとする。

(2) 損害保険会社は、例えば、次のような手法を用いて個人データを安全に保護するものとする。

個人データを保護している格納箱の施錠、または設置している建物への入室の制限等の物理的措置

個人データを閲覧しまたは利用することができる者を制限する内部規定を作成する等の組織的措置

パスワード、ID番号、暗号等を使用した電子的措置

(3) 安全保護措置については、(財)金融情報システムセンター『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準』および『金融機関等における個人データの厳正管理のための留意点』を参照するものとする。

(外部委託)

第8条 損害保険会社は、個人データの取扱いを委託する場合には、外部委託先との委託契約を締結するに当たって、損害保険会社と同等の個人データの保護に関する事項について定めるものとする。

〔説明〕

- (1) 「外部委託先」とは、集金代行会社、損害調査会社、コンピュータ処理会社、自動車技術アジャスター、損害保険鑑定人、メール発送業者等、損害保険会社から個人データの収集、利用もしくは提供または個人データを必要とする業務を受託している者をいう。
- (2) 損害保険会社は、外部委託先との委託契約において外部委託先がその従業員も含め、受託により知り得た個人データを損害保険会社の指示または法令の規定に基づいてのみ利用し、かつ、当該個人データを当該受託業務以外の業務のために利用しないことを定めるものとする。
- (3) 外部委託先との委託契約における保護措置については、(財)金融情報システムセンター『金融機関等における個人データの厳正管理のための留意点』の外部委託に関する規定を参照するものとする。  
具体的には次の内容である。
  - ・信頼のおける委託先の選定外部委託契約に当たり、守秘に関する事項および作業状況の確認に関する事項を織り込んだ契約の締結

## 第4章 開示請求等への対応

### (開示請求等への対応)

第9条 損害保険会社は、顧客から自己の個人データについて開示の請求があった場合、訂正の請求があった場合、および利用または提供の中止の請求があった場合には、これに応じるものとする。

### 〔説明〕

- (1) 「開示」とは、損害保険会社が、顧客に対して、当該顧客に関する個人データの保有の有無および内容を伝達すること、または閲覧に供することをいい、「中止」とは、損害保険会社が、個人データのダイレクトマーケティングの目的での利用、またはグループ会社への提供を行わないことをいう。
- (2) 損害保険会社は、顧客から合理的な間隔をあけて、収集した個人データおよび契約の履行の結果生じた個人データについて開示するように請求があった場合には、請求者が当該顧客であることを確認の上、当該個人データの保有の有無およびその内容を、合理的な期間内に、当該顧客が容易に理解できるように、合理的な方法で、開示するものとする。なお、必要な場合には相応の手数料を徴求することができる。
- (3) 損害保険会社は、顧客の開示請求に応じることができない場合には、その理由を説明するものとする。

「顧客の開示請求に応じることができない場合」とは、例えば、次のような場合をいう。

終了した取引に関する個人データ等、顧客の現に得ている利益と関連性に乏しい、または顧客へもたらされる利益が極めて小さいと考えられる開示請求を受けた場合

データが保有期限経過後またはコンピュータにより処理される以前のため検索不能である場合

他の顧客の個人データが含まれている場合

損害保険会社の企業秘密等を侵害するおそれがある場合

- (4) 損害保険会社は、顧客から合理的な間隔をあけて、損害保険会社が開示した個人データの訂正または変更を行うように請求があった場合には、公的資料等で客観的に確認でき、かつ、損害保険会社が当該個人データの利用の目的に照らして必要と判断したときは、合理的な期間内に、個人データの訂正または変更を行うものとする。なお、必要な場合には相応の手数料を徴求することができる。
- (5) 損害保険会社は、顧客から中止するように請求があった場合には、既に当該顧客の同意を得ている場合を含め、合理的な期間内に、中止するものとする。

## 第5章 管理体制の整備

### (管理体制の整備)

第10条 損害保険会社は、個人データを保護するために、管理体制の整備に努めるものとする。

#### 〔説明〕

- (1) 損害保険会社は、収集した個人データ(外部委託先およびグループ会社が管理している個人データを含む。)の取扱いについて責任を負うものとする。
- (2) 損害保険会社は、個人データを保護するために、個人データの保護に関するルールの作成や、これに沿う形での事務の取扱い等に関するルールの作成に努めるものとする。
- (3) 損害保険会社は、個人データの保護全般の取りまとめを担当する部署を定め、担当者(氏名または役職名)を指名すること等により管理体制を整備し、内部監査、従業員への教育、顧客の相談および苦情への適切な対応に努めるものとする。
- (4) 損害保険会社は、顧客から個人データの保護の考え方または当該顧客に関するデータの取扱状況等について質問を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、かつ合理的な方法で回答するものとする。
- (5) 損害保険会社は、顧客からの苦情が正当なものと認められる場合、この苦情の解決に努めるものとする。

## <参考>パンフレット例

### ～お客様に関する情報の取扱いについて～

弊社では、お客様からの信頼を第一と考え、以下の考え方に沿って、お預かりしたお客様に関する情報をお客様のご希望に沿って取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めています。

#### 1．情報を収集する目的

お客様とのご契約に当たり適切な保険の引受けができるよう、また万一保険事故が発生した場合、円滑に保険金をお支払いすることができるように、お客様に関する必要最小限の情報を収集させて頂いております。これらの情報は、保険料の計算、保険金支払額の決定、新しい商品・サービスのご紹介などの目的のために利用されます。

#### 2．収集する情報の種類

最も一般的なものは、お客様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号です。その他では、各保険商品ごとにお引き受けする保険の目的に関する詳細な情報（例：火災保険における当該建物の面積、構造等、自動車保険における当該自動車の車名、型式、登録番号、車台番号等、傷害保険における当該者の職業・職種等）です。

#### 3．情報の収集方法

十分な安全保護措置を講じた上で、主に申込書・契約書や取引書類に記載・入力された情報を収集しています。このほか、ローンなどを申し込まれたお客様につきましては、個人情報情報機関等に信用情報を照会する場合があります。

#### 4．情報の利用・提供

弊社および弊社グループ会社（グループ会社一覧は別添リスト<略>を参照してください。）では、次の場合を除いて、お客様の情報を利用したり外部に提供することはありません。

- ・お客様が同意されている場合
- ・法令により必要と判断される場合
- ・お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

#### 5．情報の管理方法

お客様の情報を正確、最新なものにするよう常に適切な措置を講じています。また、お客様の情報への不当なアクセスなどが行われることを防止するため、万全を尽くしています。

## 6. お客様からの開示、訂正、中止のご請求

### (開示、訂正)

お客様からご自身に関する情報の開示のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させて頂いたうえで、特別な理由のない限りお答えしています。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。下記のお問い合わせ窓口までお申し出下さい。

### (中止)

ダイレクトメールと電話によるご案内、および弊社グループ会社間でのお客様の情報の共有について、お客様がご希望されない場合は下記のお問い合わせ窓口までお申し出下さい。取扱いを中止させていただきます。

### [ お問い合わせ窓口 ]

開示・訂正・中止のご請求、その他の不明点についてのご照会は、下記までご連絡頂きますよう、お願いします。

保険会社                      部  
所在地                              電話 XXXX-XXXX-XXXX

(別表) 個人データの種類

	概 念	データの内容	備考(改定箇所)
保険契約データ	損害保険契約の募集、締結、その後の異動、満期返戻金の支払あるいは契約者貸付等に関する個人データで、代理店等を通じて顧客より提出される申込書、異動承認請求書等をもとに収集する。	募集および契約にかかわる情報、契約保全情報 (例示) 氏名・住所・電話番号、保険料・保険金額・保険期間・他の保険契約等の契約内容、保険料引去口座、満期返戻金・契約者配当金・契約者貸付・振替貸付等の取引記録 等	<概念> 募集チャンネルが代理店だけでなくブローカー等もあるため、「主として代理店等を…」の「主として」を削除した。 <データの内容> 例示記載の項目で全てではないため、「等」を入れた。(以下同)
財務データ・カードデータ	個人ローン業務・カードサービス業務等にかかわる与信審査、カード発行審査、公共債窓販・投信窓販、債権の保全・管理および回収等のために収集する信用情報等の個人データで、顧客から収集するかまたは顧客の同意に基づく信用情報機関等からの情報提供等により収集する。	信用情報 (例示) 氏名・住所・電話番号、債務状態・財産・収入状況等のデータ、評価および審査結果データ 等	<概念> ・「公共債窓販・投信窓販」を追加した。 ・FISC指針で「データ主体」を「顧客」という表現に変更しているため、揃えて修正した。